

観光施設再生・立地支援事業補助金（再生支援型）申請Q & A

1 制度について

Q 1-① この事業を創設した目的は何ですか？

⇒ 震災により疲弊している地域経済の復興のためにも、観光施設の早期の復旧は欠かせないものであり、その再建・復旧を支援することを目的に制度を創設しました。

Q 1-② この事業の予算額はいくらですか？

⇒ 令和4年度の当初予算額は2千万円です。

Q 1-③ 既に昨年、本補助を受けていますが、申請すれば補助の対象になりますか？

⇒ 本事業の補助を受けられるのは、一法(個)人で一回限りとなりますので、申請することはできません。

2 対象者・対象施設

Q 2-① 中小企業者に該当するかどうかは何で確認すればよいのですか？

⇒ 募集要領別表に中小企業者の定義を載せています。従業員規模と資本金規模のどちらかが基準以下であれば中小企業者に該当します。

Q 2-② 個人事業主（自営業者）も対象になりますか？

⇒ 対象になります。

Q 2-③ 既に復旧して費用も支払済みですが、対象になりますか？

⇒ 対象になります。その場合、被災の状況が分かる書類や写真が必要です。

Q 2-④ 賃貸の施設であるが、大家さんが施設の修繕をするときは「観光施設再生支援事業」を利用できますか？

⇒ 大家さんは補助を利用できません。本補助金を利用できるのは施設を直接使用して事業を行っている観光事業者の方だけです。

Q 2-⑤ 中小企業の観光事業者を対象とした趣旨は何ですか？

⇒ 特に、経営体力の脆弱な中小企業者への支援を優先的に行うものとしたものです。

Q 2-⑥ 従業員数は、どの時点での人数で考えたら良いですか？

⇒ 交付申請時点の従業員数で捉えてください。

Q 2-⑦ 施設が複数ありますが、全て対象となるのですか？

⇒ 各々の施設が補助対象の要件を満たしていれば、補助の対象になりますが、合算して1千万円が補助の限度となります。

Q 2-⑧ 補助対象の、「特に認める施設」とは何ですか？

⇒ 施設自体に観光集客力のある施設又は専ら観光客の利用に供される施設が対象となります。例) 遊園地、観光案内所、などです。

日本標準産業分類で分類されている商店、製造業などは除外されます。食堂（飲食業）土産物店（小売業）は商店を対象とした商工金融課、製造業は新産業振興課（食品は食産業振興課）の補助金が適用されます。

また、例外として、事業性が無い施設の場合でも、施設が観光資源として広く理解が得られるものである場合、補助対象として認められる場合がありますので、お問い合わせください。

Q 2-⑨ 被災の程度は関係しますか？

⇒ 補助の対象経費額で200万円以上（税抜き）であれば、補助対象になります。

3 対象経費

Q 3-① 設備とは具体的にどのようなものですか？

⇒ 事業の再開に必要な設備であり、例えば備え付けの厨房や冷蔵冷凍設備などが該当します。なお、備品や什器は対象になりません。

Q 3-② 駐車場の復旧費用（整地・舗装・白線引き等）は対象になりますか？

⇒ 観光施設の一体的な利用に必要と認められ、事業の再開に必要であれば対象となります。

4 他の支援制度との併用

Q 4-① 県の他の補助金を受け入れている場合、どうなりますか？

⇒ 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」、「商業機能回復支援補助金」等、東日本大震災における施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付を受けている場合、本補助金の申請資格はありません。詳しくはお問い合わせください。

Q 4-② 県の補助を受ける前に、他団体補助を受けた場合はどうなりますか？

⇒ 原則、交付申請時において、市町村から本補助金と同一目的の補助金等を受けている場合、補助対象経費からその額を除きます。

Q 4-③ 金融機関の融資を受けて施設を復旧しましたが、県の補助金を申請することはできますか？

⇒ できます。

5 事業期間

Q 5-① 事業期間を令和5年4月以降にすることはできませんか？

⇒ 令和5年3月31日までの期間としなければなりません。ただし、事業を進めた結果、それまでに事業を完了できない正当な理由があるときには、事業を翌年度までに繰り越すことができます場合があります。

6 申請方法

Q 6-① 郵送での申請は可能ですか？

⇒ 可能ですが、申請期限（令和4年11月11日（金）午後5時）必着となりますのでご注意ください。

Q 6-② 電子メールでの申請も可能ですか？

⇒ 電子メールでの申請はお受けできません。

Q 6-③ 閉庁日（土、日、祝日）でも受け付けてもらえますか？

⇒ 閉庁日は受付できません。平日に都合が悪い方は、県庁観光政策課あてに郵送による申請が可能ですので、御了承ください。

7 提出書類

Q 7-① 市町村で事業施設の罹災証明書を発行していませんが、被災証明書で構いませんか？

⇒ 構いませんが、被災証明書には被災の程度が記載されていないので、他に被災の程度が分かる書類や写真を提出いただく必要があります。

8 補助金の交付

Q 8-① 申請後、補助決定までのスケジュールは、どの様になっていますか？

⇒ 募集期間に受け付けた申請を集約後、順次審査し、12月上旬から12月中旬を目途に補助金交付の可否の結果について申請者全員の方に通知する予定です。

Q 8-② 補助の決定は、どの様に決定されますか？

⇒ 受付したものから、順次、補助対象者の資格要件、申請額の精査、工期計画の確認等の各要件を審査し、予算の範囲内で決定することとしています。
期間内に受付した案件については、途中で審査を打ち切ることせず、全て審査の対象とします。

Q 8-③ 補助金の支払はいつごろの予定ですか？

⇒ 原則として、事業が完了したことを県が確認検査してから、お支払いすることになります。

Q 8-④ 手持ちの資金が無い場合、工事業者への支払資金として概算払いを受けることは可能ですか？

⇒ 原則として事業が完了してからの支払となりますが、一部について概算払いを請求することもできます。ただし、概算払いできるのは申請者から工事業者等へ支払済の金額の範囲内となります。(概算払い請求書には、工事業者等からの領収書等の写しを添付していただき、出来高の確認も必要となります。)